

春日井市戸籍住民課時間外窓口業務実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、執務時間中に来庁することが困難な市民の便宜を図るため、戸籍住民課の執務時間外における窓口業務（以下「時間外窓口業務」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(取扱業務)

第2条 時間外窓口業務の取扱業務は、別表のとおりとする。

(実施日及び実施時間)

第3条 時間外窓口業務の実施日及び実施時間は、毎月最終日曜日の午前8時30分から正午までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に時間外窓口業務を実施することができる。

2 前項の規定にかかわらず、春日井市の休日を定める条例（平成2年春日井市条例第18号）第1条第1項第2号及び第3号に規定する市の休日に当たる日曜日その他市長が必要と認める日は、時間外窓口業務を実施しないものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 春日井市日曜市役所実施要綱（平成5年7月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表日曜日の項の改正規定は、令和 6 年 12 月 25 日から施行する。

別表（第2条関係）

実施日	取扱業務
日曜日	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住民異動の届出及び当該届出に伴う諸手続に関する業務 (2) 住民票に関する証明書の交付業務（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の4第1項に規定する住民票の写しの交付の特例による証明書の交付を除く。） (3) 戸籍の届出及び当該届出に伴う諸手続に関する業務 (4) 戸籍に関する証明書の交付業務 (5) 印鑑の登録等及び印鑑登録証明書の交付に関する業務 (6) 火葬許可証の交付に関する業務 (7) 個人番号カードの交付申請及び交付に関する業務 (8) 公的個人認証サービスの電子証明書の発行に関する業務 (9) 一般旅券の交付に関する業務